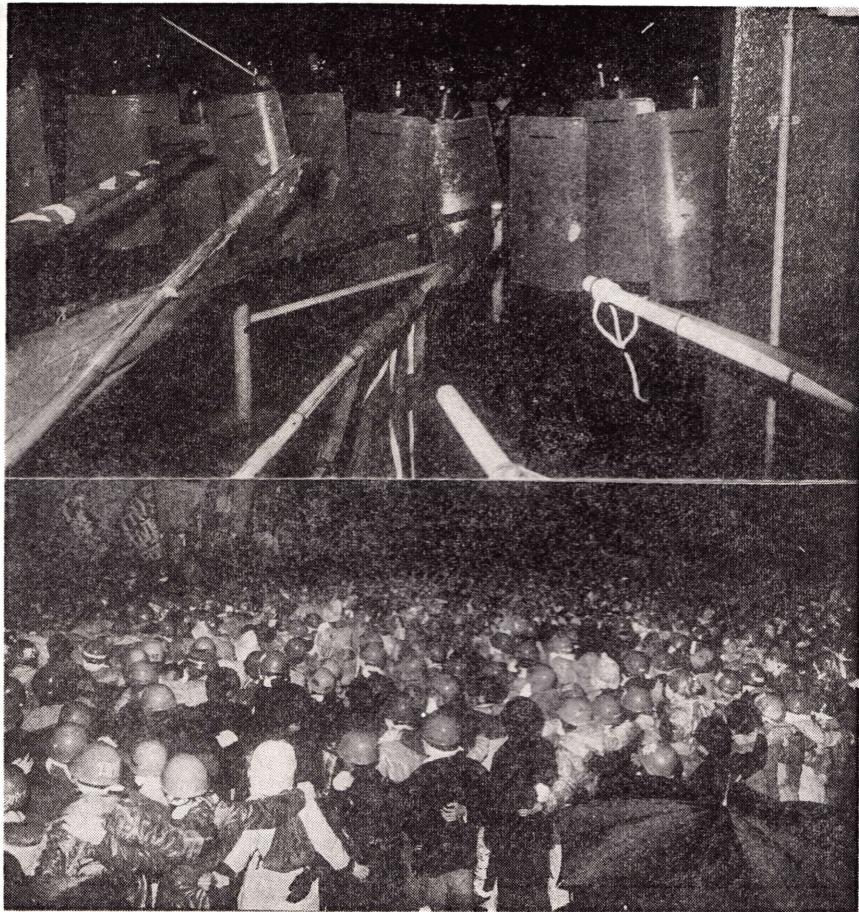


■日本学生運動の歴史的分岐—74年に向けて■

討議資料 No.2

我々の主張

同大学生運動の革命的伝統を継承し「中教審路線」「新大管法」と打ち続く攻撃を全国学生と共に粉碎しよう！



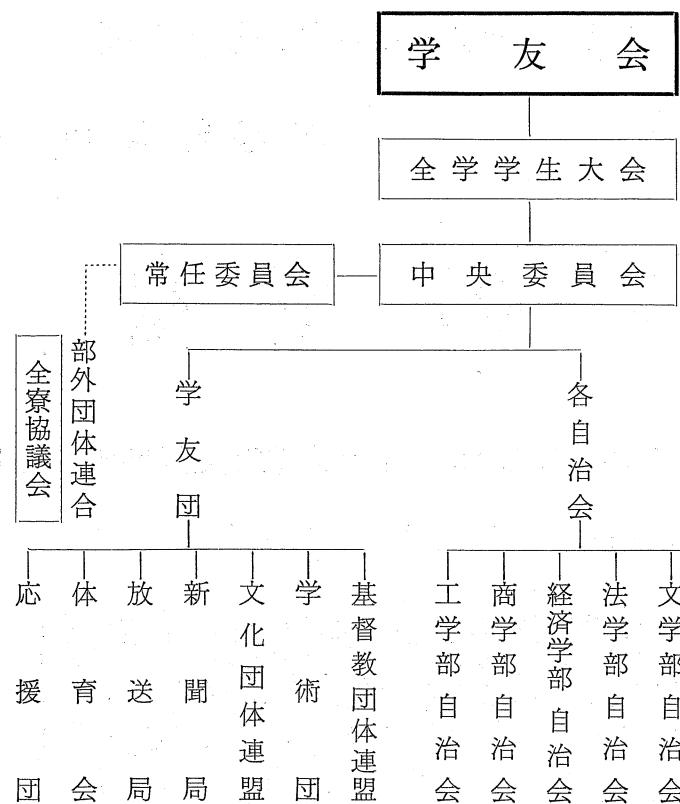
同志社大学学友会中央常任委員会

学 友 会

|| 目 次 ||

第一章 国際・国内情勢.....1

【学友会組織表】



第二章 我々の任務と方針.....3

第三章 部落解放運動を全学.....5

全教職員の課題とせよ

第四章 中教審路線粉碎に向けて.....7

新大管法粉碎に

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| 資料 | ① 筑波法案.....10 |
| ② 筑波大学計画の概要.....12 | ③ 「筑波新大学に関する基本計画案」抜萃.....1 |

第一 章 国際・国内情勢

—国際情勢—

第二次大戦後、米帝国主義は、ヤルタジユネーブ体制としてソ連を中心とする労働者国家群との冷戦構造を維持するとともに、自国の圧倒的経済力軍事力を背景に国際通貨体制IMF、GATT体制の構築と国際反革命同盟—安保、NATOの構築でもって世界一元支配体制を確立し、戦後の各国における革命運動の圧殺と後進国支配の貫徹を行なつて来た。しかしながら、この国際反革命同盟NATO、安保を経済的に支えている国際通貨体制の崩壊的危機は、増え進行している。IMF、GATTを二大支柱とする戦後の経済体制は、一九三〇年のブロック化による世界経済の分裂と崩壊という帝国主義者共の総括として提出されたものであり、それは、米帝がその圧倒的な軍事工業力、後進国市場の独占的支配を基礎として自国通貨を世界通貨としつつ世界市場の統一性を維持せんとしたものである。しかし帝国主義の不均等発展、とりわけ50年～60年代におけるEC、日帝の飛躍的発展により、IMF、GATT体制の矛盾は激化し、71年8月のニクソン新経済政策により実質的にその統一性は、崩壊したのである。続くスミソニアン体制も何ら有効な解決とはなりえず崩壊したし、本年の二〇ヶ年国蔵相会議においても帝国主義共は、何ら有効な方法を提起できぬ、現在の国際通貨危機は、増え進行しているのである。そして、これは先進国市場分割戦の激化をもたらし、国内における独占の強化、金融

寡頭制支配の進行を生み出さざるを得ない。

現在、全世界の革命的プロレタリアート被抑圧人民の不屈の斗いは、いたるところで帝国主義者共を追いつめつつき、とりわけインドシナ三国人氏ベトナム民族解放戦線、ラオス愛国戦線、カンボチア民族統一戦線の長期に及ぶ偉大な戦いは、国際反革命同盟の盟主たる米帝を打ち破り、インドシナ全域から放逐せんとしている。本年一月「ベトナム停戦協定」調印そして8月15日の米国カンボジア「爆撃中止」により、チュー、ロノル、プーマ政権は危機に追い込まれている。

しかし米帝は、これに対し凡る軍事経済援助の継続とグアム・フィリピン、沖縄の米軍基地の強化をもつて巻き返しを企らんとしているのであり、決してアジアにおける侵略の野望を捨て去ったわけではない。そしてこの米帝のアジアの一定程度の後退に伴なつて、日帝が、アジアの盟主として登場せんとしているのである。日米帝は、共同して日本における米軍基地機能の飛躍的強化をなしてい。そしてまた日帝は、自衛隊の帝国主義軍隊としての確立を画策しているのであり、日米安保同盟の再編強化こそアジアにおける民族解放斗争への明らさまな敵対である事をはつきりと見ておかねばならない。そして今秋期では、ミッドウェー横須賀母港化と防衛二法の成立を軸として、この日米軍事同盟強化の攻撃をかけんとしているのである。

日米帝は、さきに10月5日のミッドウェー横須賀母港化を突破口として第七艦隊の横須賀母港化をはからんとしている。第七艦隊は兵力1

万5000、攻撃型母空6~7隻を軸に艦隊200隻、航空機700機を擁する世界最大の艦隊であり、65年トンキン湾事件を契機とした米帝のベトナム戦争へ自動的介入以来、野蛮な北爆、南爆を続け、ベトナム人民の血を吸い続けて来たのである。そしてその作戦目標は「ソ連の極東海岸部

から北朝鮮、中国を経由して北ベトナムに向けた反革命、民族解放斗争の圧殺をはかるものであることをはつきり見ておかねばならない。そして今国会において強行採決された防衛二法は、南西混成航空団の設置をはじめとする沖縄基地の飛躍的強化と防衛医大の設立と言う、まさに国内における侵略反革命戦争遂行体制構築に向けた一大攻撃であることをはつきりと見ておかねばならない。我々は、かかる日米共同軍事行動―日米軍事同盟の強化と日帝による東南アジアに向けた侵略反革命体制構築の攻撃を全国における叛軍、反基地斗争を圧倒的に展開する中から打ち碎いてゆかねばならない。

そしてまた、戦後二十数年間、不當にも帝国主義の野望により祖国を分断された朝鮮人民の祖国統一運動への悲願は、72年7/4南北共同声明以後の自主的祖国統一運動の大潮流として存在しており、これに対し、朴政権は10月維新体制の美名の下に、自主的祖国統一運動を圧殺し、「南北分断固定化」を策し、韓国民衆の一切の自由を圧殺し、日帝への更なる従属を強制し、日帝ブルジョアジーの朝鮮人民への全ゆる搾取・収奪・抑圧をほしいままにせんとしている。これに対し、10/2以降、あの60年4/19学生革命を想起させる、ソウル大生による、反日、朴打倒の決起は、一切の圧殺策動を粉碎し、何者にも止め得ない自主的祖国統一運動の大きな前進を示しているのであり、我々は断固として自主的祖国統一運動を支持しソウル大生の決起に応え、入管体制解体の斗いを更に推し進めねばならない。斗うアジア人民と連帶し、全ゆる侵略―反革命の波に抗し米帝国主義

されるかのように、73年春斗を契機にして広範に、力強く決起しているし、また「新全総」、「列島改造」による生産、生活破壊に対し、農漁民は、反「公害」斗争、様々な地域斗争へと決起している。

そしてまた、部落大衆の斗いは、全水以来50年の輝かしい歴史を受け継ぎ、「同対審答申」を大きな武器として、部落解放運動を更に発展させ、その中から、日本労働者人民に「部落解放なくして労働者の解放なし」という普遍的課題をつきつけ、部落完全解放に向けて斗い抜いている。

また、日帝が、在日朝鮮人、中国人に対する更なる「同化」、抑圧・分断・追放の強化として、本年8月の金大中事件を利用した形において、社会の犯罪的な主権侵害論を巻き込み、労働者人民の中に根強く存在する、民族排外主義を拡大、壤成し、「出入国法案」を成立させんとし、入管体制を更に強化』ようとしている時、我々の任務は、在日朝鮮人・中国人の

を放逐し、日帝心臓部における階級斗争の前進を克ち取ろう！

— 国内情勢 —

かかる破竹の進撃と大爆発を勝ち取り、世界最強の米帝国主義をも打ち破りつづあるアジア人民に、死活をかけた侵略をいどまざるを得ない日帝ブルジョアジーは、侵略・反動、搾取・収奪、差別・分断の飛躍的強化、国内労働者階級人民に対し徹底したブルジョア・イデオロギーの注入・排外主義で包摶しきらんとしている。そして自衛隊の帝国主義軍隊への再編と国内総再編攻撃は日帝Brにとって戦略的課題としてあることをまず見抜く必要があると思います。70年安保―72年沖縄「返還」を成しきった日帝Brは70年代の基本路線が、アジア侵略―反革命であることを明らかにし、その中で登場した反動の本質をむき出し、10/5ミッドウェー横須賀母港化を頂点として在日米軍基地、沖縄米軍基地の再編・強化、そして自衛隊について、長沼裁判の「自衛隊違憲」判決を蹴散らし、「防衛二法」の可決・四次防による、隊員の増強、戦力強化、米軍自衛隊の共同演習で、帝国主義軍隊の確立を必死で画策しており、侵略体制の準備を整えている。

そして、田中の訪米・訪ソ外交は、本質においては、市場の拡大、国内総再編の階級矛盾の激化のインペイである。そして、国内に於ける帝国主義的再編強化は、諸反動方法の成立として具体的に表われており、労働者階級人民への矛盾の集中、しわよせとして転化しており異常なほどの慢性インフレ・物価騰貴による強収奪・強搾取として現出している。これに対する労働者階級・人民の斗いは、三里塚における斗い、とりわけ、70年代日本階級斗争の新たな地平を切り開くものとしての、9/16機動隊一箇大隊セン滅戦に見られる、三里塚農民の八年有余にも渡る不屈な斗いに、触発確に位置づけていかなければならない。

△ 訂 正 ▽

「国際情勢」下段21行から22行にかけて次の文章が入ります。

……北ベトナムに至る、世界で最も長い共産主義の「前線」であり、ソ連、中国、朝鮮、ベトナムに……

第二章 我々の任務と方針

昨年春、我が国が斗い抜いた筑波―入管斗争の意義は、日帝ブルジョアジーの反革命的攻勢下にあって未だ60年代後半の全共斗運動の敗北以降、その停滞と混迷の渦中にあつて我々学生戦線の様々な悪しき傾向が存在する中において全共斗運動の革命的意義を継承し發展させるという立場に立つ我々にとって、階級斗争における独自の極めて重要な任務を担わんとする学生運動の再編と統一への一条の光明の端緒をもつのである。それはかつて全共斗運動の悪しき側面であった「個別」課題と「個別」課題との敵対的な対置という問題あるいは「個別」と「全体」との敵対的な対置という問題に対し、その統一への端緒を見い出したというところのことでとは、「筑

波法案」粉碎斗争の中に入管斗争の視点を新たに導入し、教育―学園にむけられた攻撃である「筑波法」を我々が入管斗争の中で獲得した「地区の矛盾」と「教育学園の矛盾」との連関を把握したものであった。そして全共斗運動の中に色濃く刻印されていた悪しき「政治過程主義」やそのマンチとしての「学園主義」を実践的―思想的にも克服しはじめたことを示している。つまりこれまでの「筑波法」の分析における「教育の制度」改革と「教育内容」の反動化としてはどちらも、中教審総路線との関連においては、「教育の帝国主義的再編」としてしかとらえきれなかつたその不充分性を克服し、「大学の社会的存在」の問題として把えたことであ

り、大学の存在基盤—学生存在基盤の社会的な解明への具体的アプローチである。この学生存在基盤の解明とは、諸階級諸階層との階級的総合環を見い出し、抽象的・一般的プロレタリアートの措定でなく、具体的・実相的な措定を目指すものであり、何よりも学生戦線の階級的位置を鮮明にすることである。これは、インドシナ三国人民の帝国主義勢力を打ち破る斗争に触発されて帝国主義本国人民の斗いが大きく高揚し、日本の階級斗争が偉大な前進をつづけているにもかかわらず、学生戦線は未だ69年全共斗運動の敗北以降の思想的—実践的混乱を脱却しきれていた、今現在もその後退狀況が続いている時、この日本階級斗争の偉大な前進は、我々の学生運動に対し様々な問題をつきつけている。このことは、現在の学生運動の持つ本質的小ブル性故の“運動領域の狭さ”を打ち破ることであり、具体的にはいかなる労働者との具体的結合を目指すのかということである。我々は、このことを一昨年来の徐さん支援斗争そして昨年5／1・7／7の釜ヶ崎労働者との結合という形で一定の指向性を実践してきた。こうした中で我々は、部落解放運動への実践的な斗いの原則的取り組みの中で、部落解放運動が部落大衆の斗いの前進の中でも我々学生戦線につきつけた問題である。“部落解放なくして労働者の解放なし”という言葉を真に自らの問題として把え、学生運動が真に労働者階級の斗いに献身的に連帶する任務の質を問うものとしてとらえ、抽象的ではなく具体的に現在の学生戦線がもつ様々な悪しき傾向を、部落大衆の生活と苦斗に学ぶ中で払拭しなければならない。このような学生運動の質を検証する中で再度教育—学園斗争の徹底的な展開を成すことは、各個別学園での大衆斗争が存在する中でしかしながらその統一の環が見い出せずにいる中にあって、権力の分断による大衆斗争の混迷と停滯とを突破する再度の爆発的展開の“鍵”が存在するからである。我々同大学生運動の現在的地平は、この“鍵”への端緒を見い出したのであり、我々はこの地平を堅持し発展させ、現在の様々な部

分に現われている全共斗Moの意識の歪曲化、あるいは大衆運動を一切放棄する部分の排出する現状況下にあって全共斗Moの革命的意識を正しく受け継ぐ我々は、大衆運動の原則性を復権し、大衆斗争の展開を成し切る中で我々は、全国の学生運動の根本的な質の再編を成し切らねばならない。74年は、このような学生戦線につきつけられている課題を我々が、どのように応えていくのかが問われている。日帝ブルジョアジーの死活と延命を賭けた侵略反革命戦争遂行体制構築への国内の反動の嵐の中で、労働者階級総体の斗いの前進に応えるか否かである。そして排外主義攻撃の中で屈服し、日帝の軍門に完全に屈服した日共一革マルは論外としても、今新たなる質の斗いを構築しつつある我々は、部落大衆の生活と苦斗に学ぶ中で、我々の思想—運動—組織基盤までをも検証する中から、何としてもその限界性を突破し、各別学園の斗いの徹底化の中からその個別性を共有化していく方向性を確立す中で、全国の学生Moの再編への第一歩を克ち取らなければならぬ。

すべての学友のみなさん！

同大学生運動の一切を賭け、真にプロレタリアートとの連帶を現実の労働者、人民の資本主義に対する怒りと斗いに学び共に斗う中で克ちとる必要がある。

同時に、かかる視点において我々が組織と全思想をかけて斗い抜いた70年以降の「三里塚—沖縄—学費」の斗いを検討、点検し、我々の学生層のもつ本質的小ブル性とその斗いの小ブル急進主義的傾向を払拭し部落解放運動に対する取り組みの弱さを、単に「弱さ」としてではなく、我々の全斗争の思想性を点検・批判する課題として受けとめ、部落完全解放に向かた三百万部落大衆の生活と斗いに学び、真に連帶しうる学生運動を同志社大学に構築すべく、70年代学生運動の新たな飛躍を全国学生戦線の最先頭で切り拓こう。

第三章 部落解放運動を 全学生・全教職員の課題とせよ

△はじめに△

我々は、七十三年四月、学生大会において“同志社に部落解放運動を創出しよう！”のスローガンを掲げて以来、その決意を、単に“決意一般”に終わらせるところなく、眞の意味での、同志社における部落解放運動の結実化を成し切らんと、不十分ながら努力してきた。このことは、部落解放運動の現段階—とりわけ、一九二三年全国水平社結成以来、全国六千部落三百萬部落大衆の苦斗の歴史の中で確立した、解放理論とそれに基づく実践活動における高い思想性に学ぶことによって、部落差別の本質とは何か、そして、部落解放運動が、全人民的な課題として提起されることとの意義とは何であるかを正しく把握することであり、そのこの不斷の実践的学習を通じて、自らの運動を打ち鍛え、我々学生運動の不十分性—戦後学生運動の歴史的意義と限界性、とりわけ、六十年代後半以降、全国の教育学園を搖がせて斗い抜かれた全共斗運動の切り開いた偉大な地平とその限界性の実践的克服の問題として、更には、そのことの実践的総括作業の中から、眞に階級的観点に立った学生運動の構築を成し切ることによって、階級斗争における学生運動の任務と方向性を正しく把握することにある。

我々は、四日以来の実践の中で、これまでの、部落解放運動への取組みに対する決定的立ち遅れの情況と、そこにおけるところの、我々自身の主

觀主義的傾向を克服することが如何に困難であり、それ故にこそ、我々学生運動が、本質的に持つところの小ブル主觀主義を突破する環を見出すことが、如何に重要な課題であるかを確認してきた。かかる内容において、

我々は、七十三年四月以来の運動—思想面全般に渡る不十分性をも含め、それまでの、解放運動への取組みの立ち遅れを、自己批判的に正しく総括し、実践の中で自らを打ち鍛えていくこと抜きには、これ以後、同志社における解放運動を強固に創出することは不可能だろうし、それのみならず我々学生戦線の混迷状況を突破し更なる飛躍を克ち取り、部落大衆の斗いに、眞に連帶し得る学生運動を構築していくことも、まさに空語と化してしまうであろう。

△部落解放運動の現段階と我々の任務△

現在、帝国主義内部の危機的状況の中で、更なる階級矛盾の激化—階級斗争のシ烈化が、全国—全世界の人民大衆の斗いの高揚と、それに対する権力—ブルジョアジーの未曾有の弾圧として現出しあっており日本階級斗争の更なる前進—全人民大衆の斗いの勝利を導く過程で、かかる、帝国主義とブルジョアジーの本質と意図を正しく把握し、諸階級、諸階層との有機的結合—團結を克ち取つていくことが必要である。権力—ブルジョアジーは、自らの死活と延命をかけ、侵略反革命体制の確立を成さんと、斗う

人民に対する弾圧・斗争・殺戮攻撃をかけつつ、差別・分断支配の維持拡大排除主義イデオロギーの徹底した注入をかけており、我々にとって、眞に帝国主義批判を成しうることによつて、帝国主義の動向、意図を見抜き、権力、ブルジョアジーの斗争・殺戮・分断攻撃に対するそれとの目的意識的な斗いを通じ、全人民大衆の斗いの質を真に結合させる現を見出していくしかなければならないのである。

かかる現下の階級情勢の激化の情況と、そこにおける、日本階級斗争の前進過程の中には、我々が、部落解放運動に関わる意義は非常に重要なかつ急務な課題としてある。現在、部落解放同盟を中心とした三百万部落大衆の、部落完全解放に向けた斗いは、主要に、全水以来の苦斗の歴史の中で確立した解放理論を軸に、地区支部における大衆的基盤を下に、広範にかつ日常的に斗い抜かれており、わけり「三つの命題」として明らかにされた解放運動の高い思想性の中に、我々は、部落大衆の差別に対する怒りを通じた、苦難の斗いの歴史をかいしま見ることが出来る。

ここでいう、「三つの命題」として、第一に部落差別の本質とは、部落民が市民的権利の中でも、就職の機会均等の権利を行政的に不完全にしか保障されていない、すなわち、部落民は、差別によって主要な生産関係から除外されていること。これが差別のただ一の本質であり、また、第二に部落差別の社会的存在意義とは、現在の独占資本主義の段階において、独立資本の超過利潤追求の手段として部落民を差別によって主要な生産関係から除外し、経済的には、部落民に労働市場の底辺を支えさせ、一般労働者及び労働人民の低賃金、低所得、低生活のしづめとしての役割を果たさせ、同時に、政治的には、部落差別を温存助長することによって、部落民と労働者及び労働人民とを対立、抗争させる分割支配の役割をもたらされていること、更に第三に、部落民に対する社会意識としての差別観念とし運動の質的飛躍を克ち取つていかなければならぬ。

第四章 中教審路線粉碎、新大管法粉碎に向けて

「筑波法」粉碎斗争の永続化の中から、中教審総路線と対決し、II部廃校策動田辺町移転一大同志社構想を粉碎しよう！

中教審路線は、教育の帝国主義的再編として、ますます激化する国際市場競争に打ちかたため産業の構造・技術革新の再編・強化を遂行するため労働力商品の産出を戦略的に行なつてゆかんとするものである。

かかる中には、日帝ブルジョワジーは、自らの70年代総路線を保障してゆくため中教審路線の実質化として「筑波大学」設置が存在し、戦後民主主義の中で確立してきた教育制度・大学制度の全面的再編と、更なる生産力の発展をかけて、大量の中堅技術者、戦略的ハイタレント育成の要請を根本的に解決せんと、提出してきたものであり、彼らの総力挙げての攻撃としてその意図を見抜かなければならない。

「筑波大学」法案における管理運営は、二十二回答申の第三章「大学に

おける意志決定とその執行」の具体化である。学長の職務執行や全学的問題の企画調査を補佐させるという内容にそい五人の副学長を置き、学生の処分に関しては「厚生指導」の名の下に恒常に斗いを庄毅してゆき、处分そのものが「学生の基本的条件を欠いたものは大学を去るのが当然である。」といった退学・放校処分である。つまり、「处分を教育指導の手段としての効果よりも大学の秩序を保ち、大学の機能を守るものとすることを目的としている」ということである。更に第三節の「大学管理機関の機能的役割負担の教育は「執行機関は大巾な自由裁量と審決が認められ、評議会・教授会などの合議制の機関は、もっぱら基本方針を定めて執行機関に方向付けを与える役割を担当すべきである」というように、全ての権限は学長、副学長に集中されており、「教授会自治」は形式的にも実体的にも全面的に否定されている。

又「学生の意向聴取」の項においては、大学という社会機関へ入学が許可された流動的なものという認識に基づき「自治会」の非合法化に進むの

て、その差別の本質に照應して、日常生活の中で、伝統の力と教育によつて、自己が意識するしないとにかくわらず、客観的には空氣を吸うようにな労働者及び一般労働人民の意識の中に入りこんでいることであるとして明らかにされている如く、全水以来の斗いの中で切り開いた解放理論を軸にし、その苦斗の歴史の中で克ち取つてきたところの糾弾権を武器として、行政斗争として克ち取つた「同対審答申」の完全実施、「臨時措置法」の即時具体化の斗いとして、更には、国家権力・司法権力規模の差別行政・差別裁判の最頂点としてある狭山差別裁判に対する斗いとして、主に担われているのである。

我々は、この間、大阪矢田南中における「矢田教育差別事件」に端を発する矢田教育差別裁判公判斗争への結集を図る中で、そして昨年十一月以来の狹山差別裁判再開公判斗争への取組みの中で、若干ながらこのことを学びつつ「部落解放なくして労働者の解放なし」という内容に代表される如く、労働者階級の斗いにとつてあるいは、全人民大会の斗いにとつて部落解放運動に取組むことの意義を、不十分ながらも見てきた。このことは、部落解放運動が、その解放理論を中心とした日常的な糾弾斗争・教育斗争・行政斗争 etc. を通じ、その差別の本質を明らかにせしめるごとに、より、資本主義支配体制下の矛盾の本質を暴露すると共に、権力・ブルジョアジーの、経済的・政治的人民支配構造を見抜き、更に人民内部の遅れた意識に対する自覺的な斗いの必要性を解いており、明確に、差別を生み出す物質的基盤そのものの解明からそれへの目的意識的な斗いの中で、それを解体せしめることの重要性と、同時に、それが全人民大衆の斗いにとって緊要な課題としてあることを、提起していることである。

現在、諸階級・諸階層の斗いが様々に展開されつつ、権力ブルジョアジーの弾圧・分断攻撃の貫徹と、大衆運動自身の自然発生的決起が、真に観

は必死である。

筑波大学において、教育と研究を分離することにより、産学協同路線を更に確立し、協同研究、重点研究を推進し、生産力の発展を保障してゆき、産業界と大学の関係の組織体制的密着化に現定された大学制度の根本的改革である。

中教審路線——「筑波法案」は今までのBrの支配の最も弱い環であり、反帝国主義の拠点の一つである大学——教育体系への全面的攻撃であり、政府——文部省を中心に管理体制を強化せんとする策動である。「筑波法」実質化を阻止し新大学管理法攻撃に対し、臨戦体制を構築しよう。

六〇年代教育・学園斗争東大・日大斗争を一大契機として全国的斗争（学園から街頭へ）という質を持ちつつ、路線の不徹底と、権力の物理的斗争殺戮に遭い、斗争の拡散、終焉を余儀なくされてきた。六〇年代学園斗争の権力側の総括としてある六十九年「大学臨時措置法」は、学園紛争の収約を目指したものであり、紛争校をその“症状”によりランク付けすると共に、重症性に対しても休校等の対策を構ざると同時に、文部大臣の直接的指揮下に置くことによって、権力の直接的な大学支配——斗争圧殺（学生処分——学園の“正常化”）を目指したものとしてあつたと考えられる。国大学長会議からの一定程度の不満を受けながらも、当時の管理能力の問題から政府・文部省の直接的支配も止むを得ない情況にあつたものと思われる。「臨措法」は、一定程度、全国学園の“平常化”を為し得たものの、その名の通り、場当たり的な、また、四年間という期限付立法であつた為、大学問題を根本的な解決とはなり得ず政府Brは日本国内の経済政策が対外膨張政策を取らざるを得ない帝国主義的段階に向うと同時に、国内の総再編を目指し、その一大環として教育の帝国主義的再編を必要とし、「中央教育審議会（中教審）」

■ 中教審——「新大管法」の先取り形態としての田辺町移転——大同志社構想——Ⅱ部 廃校策動 ■

「同志社田辺校地」は近鉄京都——奈良沿線間に存在して、総面積三十一万五千坪（現在の同志社の敷地五千坪）を有する広大な土地において大規模な整地作業が続けられているのである。すでに女子大の寮、テニスコート、更には、中央分離帯を備えるキャンパス内道路、軒を連ねる教職員官舎等々が次々に完成して、その「構想」の規模の大きさを、全貌を表わし始めている。

現在に進行しつつある田辺町移転——大同志社構想は、日帝のアジア再侵略反革命体制を強固に支える中教審路線——新大管法の実質化を先取るものとして同時に個別同志社資本自らの延命の策として存在している。昭和41年4月に学長になった上野直蔵が今までの今出川校地の規模での星名構想を更に長期的な展望をもった学内総再編を意図する、まさに「構想」というに倣する総合大学計画を始めてゆき、しかもそれが同志社ナショナリズムとしてくつきり姿を現わしていくのだ。

I 教学内容の再編

(1) 理工学部の重点的な発展育成——マスプロ化、教学内容の合理化、設備の拡張

(2) 文化系学科の整備

産学協同路線強化、即目的に教育資本の利益に結びつかない学問体系の切り捨て、法学部政治学科の廃止問題、経済学部マルクス経済学部門

に於て、大学の帝国主義的再編——大学の諸機関、諸運営の官僚統制、諸運動への弾圧と体制化、より高度な生産性を獲得する技術労働者と「構想力のある」イデオローグの養成——を目指した政策が審議されて来た訳である。

「大学と社会とは協力関係に立つ」という確認の下、(1)「大学設置基準改正、「教育法」改正により、従来の大学と存在形態を異にする大学院構想、(2)資本主義社会の矛盾により鋭敏で、その止揚に向けて不斷に自己を行動の中に投げ込む位置にある学生を、思想的に統制し、小学校から大学に至るまでの一貫したイデオロギーの注入によって資本と権力を従順な人間のための場へと大学を再編していくべく、入試制度の廃止と内申書による入学選考、(3)大学の運営に携わるもの、教育活動——研究活動、そして大学の管理運営に携わる活動として、前二者を従来の「大学教員」に委せ、管理運営を文部省の直接的掌握とするべく、副学長制の導入……といった構想が提出された訳であるが、その内の一つ、(3)の副学長制の導入が、今次国会で制定された筑波大学法である。

東京教育大学の移転に関する法案として出されてきた「筑波大学法」は、単に東教大移転のみに運用されるものではなく、副学長制の導入に見られる如く、政府——文部省による大学の直接支配を目論むものとして他大学にも採用されるものを有している。更にまた、「学部の廃止——学系・学群の新設」による研究と教育の分離は、学部教授会、自治会の自治思想に対する権力側からの否定であるし、そして、大学の研究機関を「企業の研究室」としての性格の付与等が目論まれていると言えるであろう。

の廃止問題、法・経・商学部の再編成 etc

田辺町移転——大同志社、構想は70年代の日帝ブルジョアジーの教育戦略を先取りしていくものとして、同志社Brの攻撃の鋭さがうかがえると共に、ブルジョアジーの中教審路線を強固に支えるものとして存在しているのである。

大学行政機関の整備——それは、大学を基軸として、教学経営体制を一本化し、中学——高校を大学傘下に置き、統合する形態を取り、これによつて学内・学校法人同志社の権力集中化をはかり、管理体制の強化をはかつてゆくのであり、筑波大学法案にみられる評議会の構成に似かよつた体制を備えているのであり、上野構想を土台として、経済主義的に学園を一元的な体系に押し込む教育方針——近財畿界の要請に見合つた方向で、大幅にカリキュラム等の変更を成し、学生の商品化を押し進めようとしているのである。

その同志社Brの意図が田辺町における32万平方坪にも及ぶ校地を舞台に、今や前面に登場してきているのであり、同志社百周年記念行事のうちで、最も重要かつ死活をかけた同志社コンツエルンの形成としてあるのだ。

昨年末に決定された同志社商業高校の廃止処分、更にはⅡ部廃校策動が、大同志社構想に伴う学内合理化策動として存在している。このよう、財界の要請に見合つた学部・学科の増設（理工科系）、廃止を伴う大同志社構想は、独占資本——教育資本の更なる人民に対する差別と収奪の攻撃として存在しておりⅡ、部廃校——田辺町移転阻止の斗いは、明確に70年代日本帝国主義ブルジョアジーのアジア侵略——反革命に向けた総路線に対する斗いとしてあるのである。

(ア) 学生が大学に提示するみずからの意志・要求などは、つねに広く学生の総意を反映したものでなければならない。

(イ) そのためには、学生側に大学運営への参加の責任と義務を果す決意と意欲があることが前提とするのみでなく、具体的にもそれを実行する体制ないし組織が確立されていなければならない。

(ウ) 学生も大学の自治の学問の自由を担うものである以上、公正公明なルールに従がい、自主的にみずからの意思決定を行なわねばならないことはいうまでもない。したがって参加の母体である学生組織を特定の政治的色彩をもつた政治活動の場に利用し、さらに学外勢力と結んで自己の勢力拡大をはかるがときは許されない。

(エ) もとより、学生個々人または任意加盟の団体が、思想表現の自由を保障することは当然であるが、しかし、公認の団体であるか任意結成の団体であるとにかくらず、学生の総意に名をかりて、大学の研究・教育を阻害し、他の構成員の権利と自由を侵すことはいかなる場合にも許されてはならない。

(オ) 学生の参加は、その理念ないし考え方からすれば、すでに国内外を問わず世界的難ではあるが、実際にはいまだ大学改革案のうちに示されているか、または実施の緒についた段階である。したがって新大学においても学生参加の意義、利害得失を慎重に考慮し、その具体化にあたっては次の諸点に留意する必要がある。

(ア) 大学運営の諸機能と学生参加の限界とを見合させ、一般的な考え方から個々の分野での参加の法形態に至るまで、十分な現状分析と見通しの上に立ってこれらの具体化を考え、性急に走って無用な混乱を引き起さぬよう配慮すべきである。

(イ) したがって、その具化体にあたっては、一定期間を限って暫定的に

実施するなどの方式をとつてゆく必要がある。

(ウ) 大学構成員の十分な理解と自覚をうる努力を継続するとともに、とくに学生の関心と参加の能力を高める指導を続ける必要がある。

(エ) 参加の有効性を認め、実現可能な事項から制度化を進めるとともに、その改廃についての柔軟性をつねに留保しておくことが望ましい。

○ 6・3 学生の生活

6・3・1 経済生活

(省略)

6・3・2 学生の宿舎

(省略)

6・3・3 講外活動

(ア) 大学における学生々活は、学習研究活動が中心であるが今後ますます複雑多様化する社会に応じ、学問研究を進めるために、頑健な身体、安定した情緒、強靭な意志を育成することが望まれる。したがって、正課体育以外にも体育活動を重視して、体力の増強、保持をはかるとともに、学園生活をうるおいのあるものとし、学生間の交流接觸を深め、豊かな教養と生

活経験をうる場として各種の文化サークルの活動やスポーツクラブの活動を行なえるよう配慮することが必要である。学生時代に経験するこれらの課外活動は、生涯の生活に重要な影響をもつものと考えられるから、これらを適切に育成することが望まれる。

(イ) 課外活動は、大学における教育の目的に沿い大学が援助育成するに値するもので、しかも学生の自主的にして自己教育的な活動でなければならない。したがって正課教育は明確に一線が画されるべきである。

(ウ) 課外活動は大学の施設、予算等を使用し、大学の管理下においてなされる活動であるから純娛樂的な一般市民的な活動は含まれない。

(ア) 課外活動のための施設については、体育系サークルは主として、正課教育の施設を充実させてこれを使用させる。また文化系サークルのためには、共同施設の建設を等一とし専用個室は特定のサークルのみ使用されることになる。ただし、各サークルの資料、器具、器材等の収納用の部屋ないし倉庫の如きものを設ける必要がある。

(イ) サークル関係の運営（施設管理）を含むについては、担当副学長のもとにそのための組織をつくり、各サークルの学生代表をも適当に参加させて、課外活動全体の運営にあたる。

(ウ) 各サークルに關係する専門的指導員を依頼して指導を受ける等の方向が望ましい。從来の如き形式的な顧問教官制度は採用しない。

6・3・4 福利厚生

(ア) 大学内での福利厚生には十分配慮をし、そのための施設の充実を期しておかねばならない。ことに、研究学園都市の建設初期からの整備をはかる。

(イ) 大学内における福利厚生施設で提供される物品やサービスはできるだけ低廉でかつ良質なものでなければならない。そのためには大学は新大学の実情と基本的なあり方に即した独自の構想と方式を十分に検討する必要がある。

(ウ) とくに福利厚生施設の管理、運営については大学全体の管理の方針が十分に徹しなければならない。大学内に、大学の管理が十分に行きとどかないものが機能を持つことは認めるべきではないまた物品の販売方法についても、学生や教職員が学内で直接販売に従事するようなことがないよう十分に留意する必要がある。

1 売買代金

△資料▽田辺残工地売買契約書
昭和43年3月23日定期理事会 第9号議案資料
学校法人、同志社（以下甲という）と近畿日本鉄道株式会社（以下乙といふ）との間において、甲は乙の所有する（イー1）、（イー2）、（ロ）の土地（以下本物件といふ）を買い受けんにつき下記条項の契約（以下本契約といふ）を締結する。

約款

(ア) 本物件の地目に拘らず3、3^甲（1坪）単位を（イー1）、（イー2）の物件については、一、九七〇円也（ロ）の物件については三、六〇〇円也を基準として乙が実現した別紙図面による地積を乗じた金三六二、九七八、七二〇円也とする。但し（ロ）の物件については実測未了につき不契約は三一、〇〇〇坪を基準としたが実測完了時には甲、乙話し合いの上その差位について精算するものとする。

(イ) 福利厚生施設は、大学会館内かまたはその近くに設置されるが、教職員学生の日用の便に供するため学用品売店、喫茶室などの小施設はできるだ

甲は本契約締結と同時に売買代金のうち手付金として金八一、三〇〇円也を支払い乙はこれを受領した。

残代金は、昭和43年4月末日金五一、三〇〇、〇〇〇円也を第1回として以後六ヶ月毎に金二八、八〇〇、〇〇〇円也宛支払い、昭和47年4月末日の最終回において前項所定の単位をもつて乙に精算する。

支払時期及び金額は下記のとおりである。

<資料2>

同志社田辺校地事業年次計画及び土地利用計画

年	着工～完了時期	施設	施設の内容	施設の土地利用計画面積	率
1	42年度	42.2～42.9	女子大学体施設	運動場造成工事	74,700m ² (22,600坪) 75%
2	42年度	42.9～43.2	"	合宿所建築工事（木造瓦葺平屋建 146坪）	—
3	43年度	43.2～43.5	"	テニス、バレー、バトミントンコート 道路、測溝、植樹	—
4	43年度～44年度		校地幹線道路及び水路		
5	43年度	43.10～44.3	教職員住宅用地造成工事第1期	学園橋東側 100個分宅地面積 9,100坪内1戸当り91坪	49,500m ² (15,000坪) 50%
6	44年度	44.10～45.3	" 第2期	普賢寺方面165戸分宅地面積 15,800坪	43,000m ² (13,000坪) 43%
7	44年度	44.7～45.4	記念建造物	宗教センター建築工事	74,700m ² 6,600m ² (2,000坪) 0.6%
8	44年度	44.5～45.4	史蹟の整備	筒城の都跡、天神山古墳、下司古墳群	11,600m ² (3,500坪) 1.2%
9	45年度	45.8～46.3	記念建造物	新島館 ラーネッド邸、ハワイ寮の移転その他	6,600m ² (2,000坪) 0.6%
10	45年度	45.10～46.3	教職員住宅用地造成工事第3期	女子大グランド北側80戸分 宅地面積7,700坪平均1戸当り96坪	(11,000坪) 3.7%
11	44年度～46年度	44.8～47.3	大学屋外総合体育施設	野球場、フィールド、コート、テニス、バレーコート	120,600m ² (36,400坪) 12.1%
12		女子短期大学施設	学生数 1,200人	女子大体育施設の内	
13		大学屋内総合体育施設 体育館	体育館	M200m ² (4,300坪)	1.4%
14		中学校施設	生徒数 900人	65,100m ² (19,700坪)	6.5%
15	45年度～50年度	高等学校施設	生徒数 1,050人	74,000m ² (22,400坪)	7.5%
16		大学施設	教育研究室、図書室、大講堂 学生ホール特殊研究施設 学生数 10,000人	145,800m ² (44,100坪)	14.7%
17		大学学生寮施設		34,400m ² (10,400坪)	3.5%
18		支線道路、水路		49,500m ² (15,000坪)	5.0%
19		緑地の整備		185,800m ² (55,991坪)	18.9%
合計			学生生徒数 13,150人	991,800m ² (300,000坪)	100%

第四条 甲及び乙は本契約締結後甲の学校経営の構想に基き必要のあるときは農地法に定める転用許可の手続きを行うものとする。

第五条 乙は手付金受領と同時に本物件のうち後記表示物件（イー1）二七五、二七四、九九坪（八三、四〇六坪六九）の所有権移転を行い、前条の転用許可を得たる後残代金受領と同時に後記表示物件（イー2）と（口）の所有権移転登記を甲にする。但し、乙は本物件につき第十九条を除き瑕疵なき物件として所有権登記を行うものとする……（以下省略）昭和四三年三月〇日

甲 校法人 同志社 理事長 秦教次郎
乙 近畿日本鉄道株式会社 取締役社長 佐迫勇
京都府上京区今出川通烏丸東入ル玄武町六〇一番地
大阪市天王寺区上本町六丁目一番地の一

M E M O

昭和四十九年一月十五日印刷発行

我々の主張

発行 同志社大学学友会
发行人 学友会百周年委員会
印刷 野村尚文堂

印刷株式会社正文堂